# 長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針

令和８年９月

長浜市教育委員会

## 目次


第１章　はじめに

（１）策定の背景・目的について …… 2

（２）方針の位置づけ、期間について …… 2

第２章　本市が目指す保育・教育について

（１）15 年間の保育・教育の実践 …… 3

（２）幼稚園・保育所・認定こども園 …… 4

（３）小学校・中学校・義務教育学校 …… 5

第３章　本市の学校園を取り巻く現状と今後の見通しについて

（１）本市の人口推移と将来推計について …… 6

（２）園児・児童・生徒数及び学級数の推移と今後の見通しについて …… 8

（３）学校園の配置状況について …… 10

（４）学校園の標準的な規模等についての国の考え方について …… 10

第４章　適正規模・適正配置について

（１）長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会からの意見 …… 11

（２）幼稚園・保育所・認定こども園の適正規模・適正配置について …… 14

①園の適正規模・適正配置について

②今後の方向性について

（３）小学校・中学校・義務教育学校の適正規模・適正配置について …… 17

①学校の適正規模・適正配置について

②通学距離・通学時間について

③今後の方向性について

（４）再編・統合によるより良い教育環境づくり …… 20

第５章　今後の進め方について

（１）速やかでかつ着実な取組の推進、今後のスケジュール …… 20

（２）本方針期間中の小規模化への対応 …… 21

資料編

資料１　長浜市における学校園の配置状況（令和８年４月） …… 24

資料２　これまでの学校園の統合等（平成 22 年度以降） …… 25

## 第１章　はじめに

### （１）策定の背景・目的について

本市においては、全国的な傾向と同様に少子化が進行しており、園児・児童・生徒の数は年々減少しています。それに伴い、市内の多くの学校や園で小規模化が進み、1 学年 1 学級（単級）や複式学級＊が存在する学校規模では、保育・教育活動における運営上の課題が生じています。

また、教職員の必要十分な配置や教育課程の充実など、保育・教育の質を維持・向上する上での限界も指摘されています。加えて、施設の老朽化や、教職員の働き方改革、学校園（幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校の総称。以下、「学校園」という。）を取り巻く状況は複雑化しています。

さらに、核家族化や一人親世帯、共働き世帯等の増加、幼児教育・保育の無償化等により、低年齢かつ長時間の保育ニーズが高まっています。

これまでは個別の事情に応じて再編や統合を進めてきましたが、今後は全市的な視点に立ち、中長期的な見通しのもとで、計画的・段階的に学校園の適正な規模・配置を見直す必要があります。

このため、本市の教育基本大綱や教育振興基本計画を基盤としつつ、子どもたちが将来にわたり質の高い保育・教育を受けられるように、適正な学校園の規模・配置についての基本方針を示し、関係者との合意形成を図りながら魅力ある学校園づくりを進めていくことを目的とします。

＊小学校では、他の学年の児童と合わせて 16 人までのときは、これをもって 1 学級を編制する学級。1 年生を含むときは 8 人とする。中学校では、他の学年の生徒と合わせ 8 人までのときは、これをもって 1 学級を編制する学級

### （２）方針の位置づけ、期間について

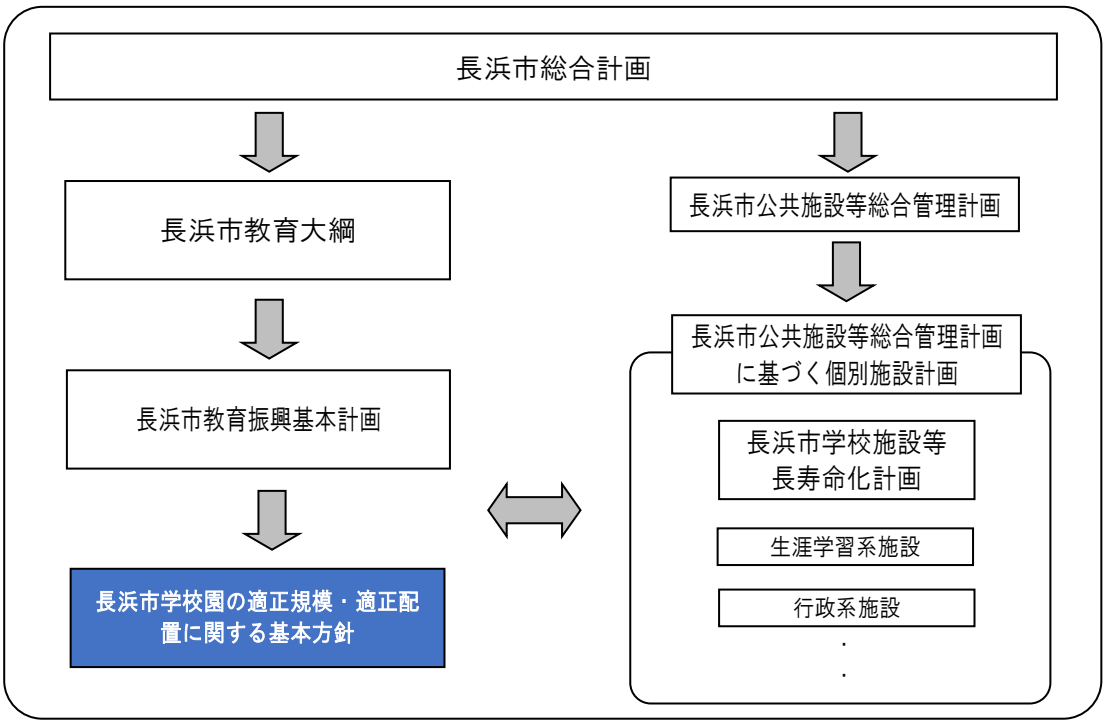
本方針は、本市における各種上位・関連計画との整合を図りつつ策定されるものであり、今後の学校園の再編・整備等に関する基本的な方向性を示すものです。とりわけ、以下の計画と密接に連携し、総合的かつ計画的な取組を進め、保育・教育の質の確保と効率的な施設運用の両立を図ります。

本方針の対象期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、段階的に取り組みます。なお、5 年後を目途に社会情勢や地域の状況に応じて適宜見直しを行うこととします。

- 長浜市総合計画：本市がめざすべき将来像の実現に向けたまちづくりの指針
- 長浜市教育大綱：本市の教育施策の根本となる方針
- 長浜市教育振興基本計画：長浜市教育大綱の実現に向けて、本市教育の振興を

図るために定める基本的な計画

- 長浜市公共施設等総合管理計画：公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画
- 長浜市学校施設等長寿命化計画：長浜市公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設等の計画的な維持管理・更新を推進するための個別施設計画




## 第２章　本市が目指す保育・教育について

### （１）15 年間の保育・教育の実践

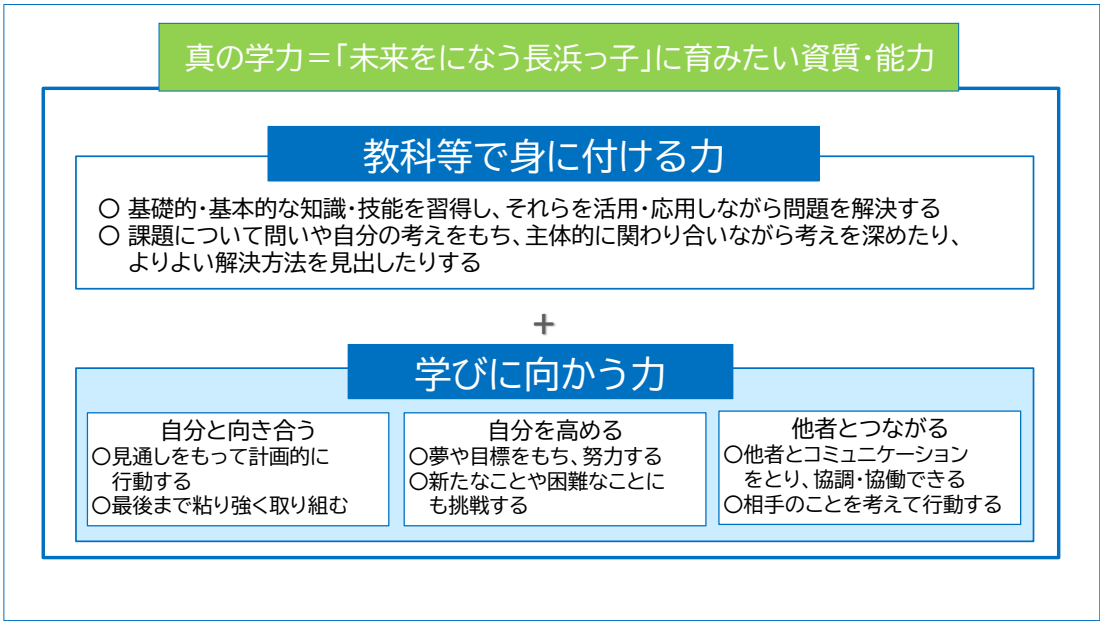
本市教育委員会は、幼稚園・保育所・認定こども園を所管しており、就学前教育から義務教育課程の 15 年間の保育・教育を行っています。このことにより、園小中義務教育学校の連携を積極的に図り、一貫した本市独自の保育・教育の実践及び環境の整備に取り組み、次代を担う子どもたちがそれぞれの個性や能力を伸ばすことができる教育を目指しています。

**・「真の学力＊」向上**

長浜市では、令和４年度より「真の学力」の向上を目指し、子どもたちが主体的に学び、自ら考え、他者と協働しながら学びを深める授業づくりに取り組んでいます。各学校において授業改善を継続して進める中で、学習の見通しをもって学ぶこ

とや、自分の考えを伝え合いながら学びを深めることなどを大切にした授業実践が広がっています。

こうした取組を基盤としながら、急速に変化する社会の中で子どもたちに求められる資質・能力(=「真の学力」)をより確実に育むためには、これまでの実践をさらに発展・充実させていくことが必要です。そのため、本市では、これまでの授業改善の成果を生かしながら、学びの質を一層高める取組を推進していきます。




＊「真の学力」とは、教科等で身に付ける力（認知能力）と学びに向かう力（非認知能力）のこと。

「未来をになう長浜っ子」に育みたい資質・能力として、双方が高まることを目指し、自分と向き合う・自分を高めるという個別の面と他者とつながる協働の面を大事にしています。

**・学びの連続性の保障（園小中義務教育学校の連携）**

就学前教育から小学校・義務教育学校への円滑な接続を図るため、「生きる力」の育成を軸に据えて、幼児の遊びや生活が充実し、発展できるような保育を実践しています。また、幼児期の学びを小学校・義務教育学校教育に活かせるよう、園と小学校・義務教育学校との交流・研修・子どもの姿の共有など連携し、保育・指導の充実を図っています。

### （２）幼稚園・保育所・認定こども園

本市では、幼稚園、保育所、認定こども園を教育委員会で所管することにより、保護者の就労の有無・形態等に関わらず、全公立園で統一した「長浜市就学前教育カリ

キュラム」 に基づいた質の高い教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育の充実を図っています。

幼児期における教育は、友だち同士での体験を通した学びなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の発達の特性を踏まえ、園児が友だちと生活や遊びを楽しむことを体験して自分らしさを発揮し、自分たちで考え、主体的に物事を進めていく力を身に付けていくためには、一定規模の集団の中での友だちと関わりを通して、多様な体験・経験を重ねられることが必要です。

多様化する保育ニーズの中で、子どもたちの健やかな成長を支えるために、保育の質の確保・向上に積極的に取り組んでいます。

**・主体的・対話的で深い学び**

予測困難な時代を生き抜くことに必要となる生きる力の基礎を培っていくため、人やものなどの環境と主体的に関わり、多様な体験をすることができる機会を大切にしています。特に、乳幼児期は、児童期における学びの基礎につながる芽生えを育む時期であることから、学びの連続性を意識した取組や地域の特色を生かした主体性を育む教育・保育内容の工夫を図っています。

**・子育て支援**

孤立や育児不安を軽減できるよう子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場を設けたり、子どもの遊び場や親同士が交流できる場を提供したりすることで、子どもの健やかな成長を促しながら安心して子育てを楽しめるよう努めています。

### （3）小学校・中学校・義務教育学校

本市では、「誰一人取り残さない教育の実現」を目指し、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、指導・支援の充実に向け、次の３点を中心に取り組みを進めています。

**・子どもを主語にした授業「長浜スタイル」による授業改善**

児童生徒が主体的に学び、「真の学力」を身に付けることを目指して、市内全校において長浜スタイルによる授業改善に取り組んでいます。

児童生徒が自分で課題を発見し、見通しを持って解決に向かい、さらに協働的に考え、振り返る長浜スタイルによる授業改善に取り組み、この学習サイクルの中で、個々に応じた指導・支援を行います。子どもを主語にした授業の確立のために、授業実践とＩＣＴとの最適な組み合わせを創造し、より効果的な学習スタイルに取り組む中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指しています。

**・地域と学校の連携・協働**

「地域とともにある学校」の考えのもと、各校が学校運営協議会と連携を図りながら、保護者や地域の人の参画を得て、その意見が反映される学校運営を進めています。また、「真の学力」の学びに向かう力の向上に向けて、幅広い地域住民等の参画を得ながら、地域資源を活用した学びや体験活動など、子どもたちが地域の人と関わり、つながることで、シビックプライド（地域への愛着や誇り）を育み、地域の将来を担う人材の育成を目指しています。

**・安心で、多様な学びの機会の提供**

子どもたちを取り巻く環境や抱える課題が複雑・多様化している状況の中、不登校やいじめ等の生徒指導の対応や特別支援教育の充実を図るなど、子ども一人ひとりの学びの保証を重視しています。

また、発達段階や家庭環境に応じた教育相談を充実させ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を図ります。

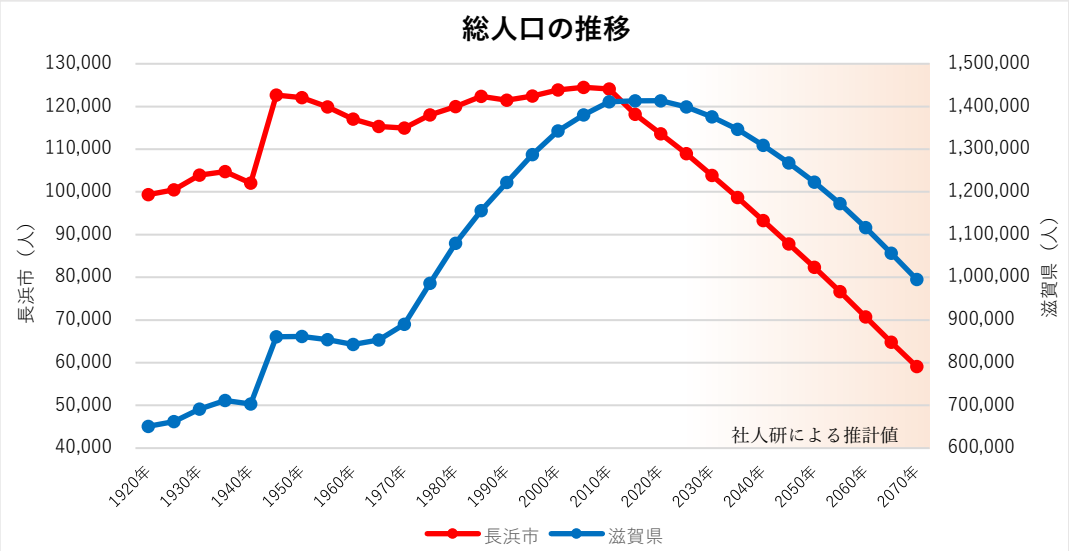
さらに、子どもの自尊感情を高め、学びの多様化学校や子どもサポートルーム「なないろ」を含め多様な学びの機会を提供することで、全ての子どもが生き生きと過ごせる環境を整えます。

## 第３章　本市の学校園を取り巻く現状と今後の見通しについて

### （１）本市の人口推移と将来推計について

◆総人口の推移

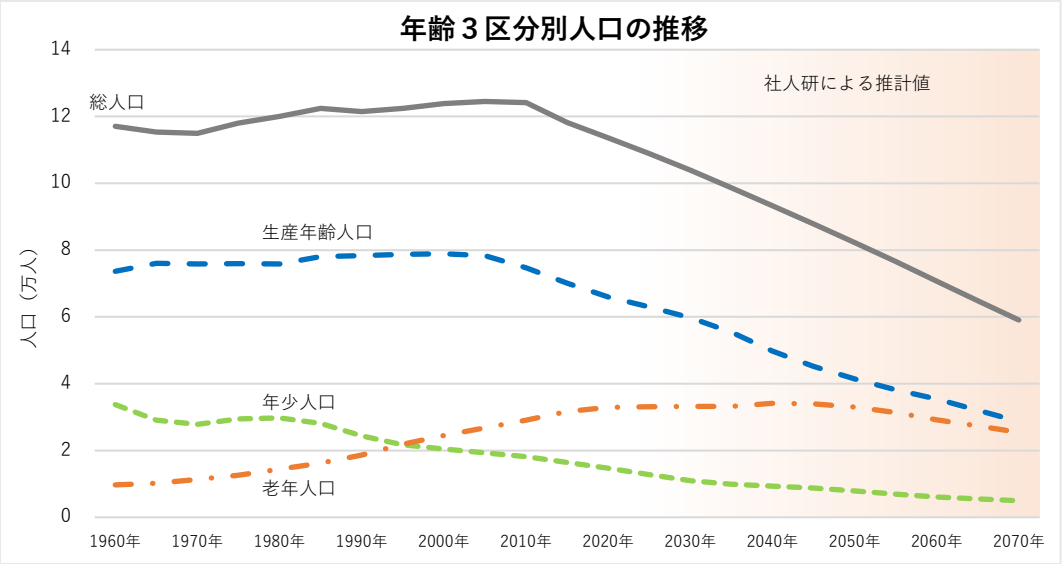
国勢調査では、2005（H17）年に人口のピークを迎えて以降、現在まで人口減少が続いています。長浜市の人口は、110,671 人（令和８年４月１日現在）です。長浜市人口ビジョンでは、今後も減少傾向が続き、2035（R17）年には 98,655 人と推計しています。




出典：長浜市人口ビジョン

◆年齢３区分別人口の推移

0～14 歳人口は、1980（S55）年から減少を続け、1995（H7）年には 65 歳以上人口を下回りました。増加傾向にあった 15～64 歳人口は、2000（H12）年の 78,900 人をピークに減少に転じました。65 歳以上人口は一貫して増加傾向にあり、今後もその傾向が続きますが、2040（R22）年の 34,130 人をピークに減少に転じる見込みとなっています。全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進んでいます。

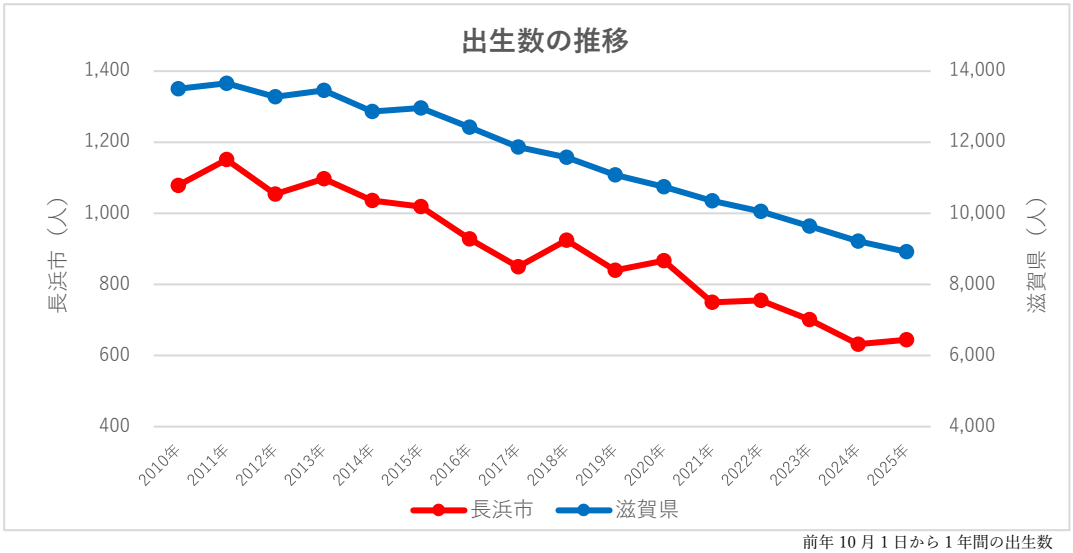



出典：長浜市人口ビジョン

◆出生数の推移

出生数は 2013（H25）年まで 1,100 人前後で推移していましたが、その後減少傾向となり、2016（H28）年には 1,000 人をきっています。

滋賀県全体の出生数も減少を続けており、2015（H27）年は 12,962 人でしたが、2025（R7）年は 8,918 人となり、比較すると約 31%の減少となりました。本市の出生数は、2015（H27）年は 1,019 人でしたが、2025（R7）年は 644 人となり、比較すると約 36%の減少となりました。滋賀県全体よりも減少幅が大きい状況となっています。




前年 10 月 1 日から 1 年間の出生数
出典：滋賀県推計人口年報

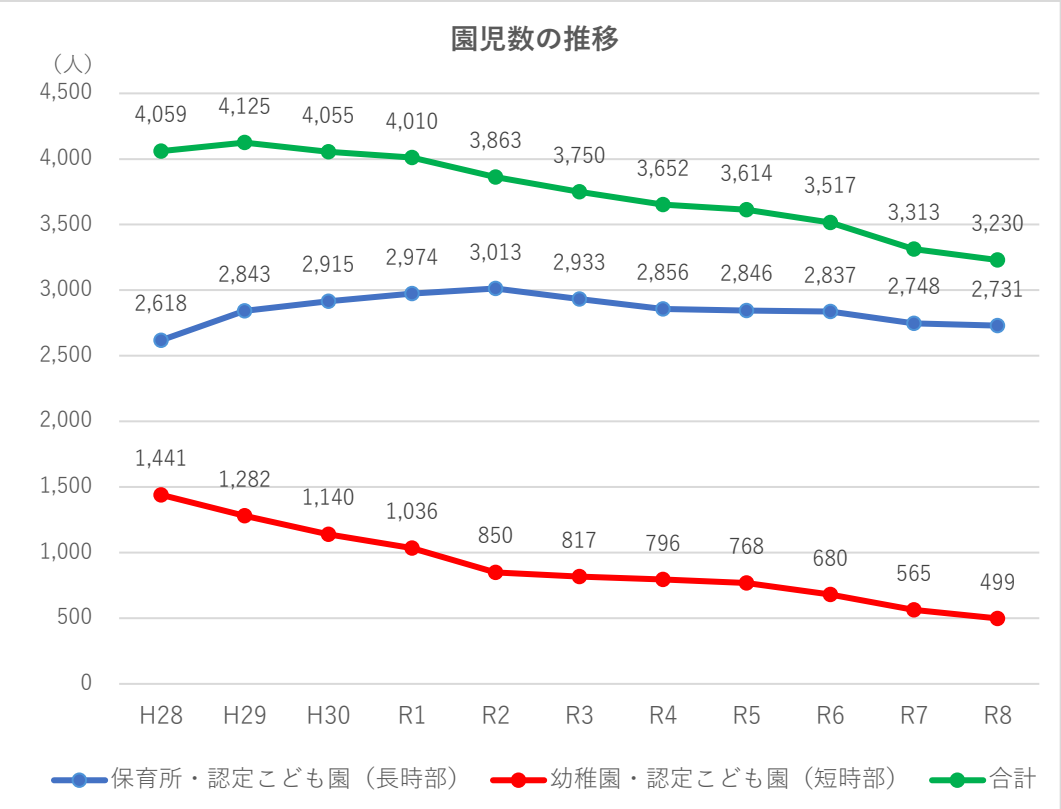
## （２）園児・児童・生徒数及び学級数の推移と今後の見通しについて

①園児数について

園児数は、2016（H28）年は 4,059 人でしたが、2026（R8）年には 3,230 人となっており、829 人（20%）減少しています。今後も少子化が加速する中、園児数は、引き続き減少傾向が続く見通しです。

その中でも、幼稚園及び認定こども園（短時部）は、2016（H28）年の 1,441 人から 2026（R8）年の 499 人と、942 人（65%）の大幅な減少となっており、近年の保育所等へのニーズの高まりもあり、今後も同様の減少傾向が見込まれます。

その一方で、保育所及び認定こども園（長時部）は、2016（H28）年の 2,618 人から 2026（R8）年の 2,731 人と 113 人（4%）増加しており、今しばらくは横ばいで推移する見込みです。



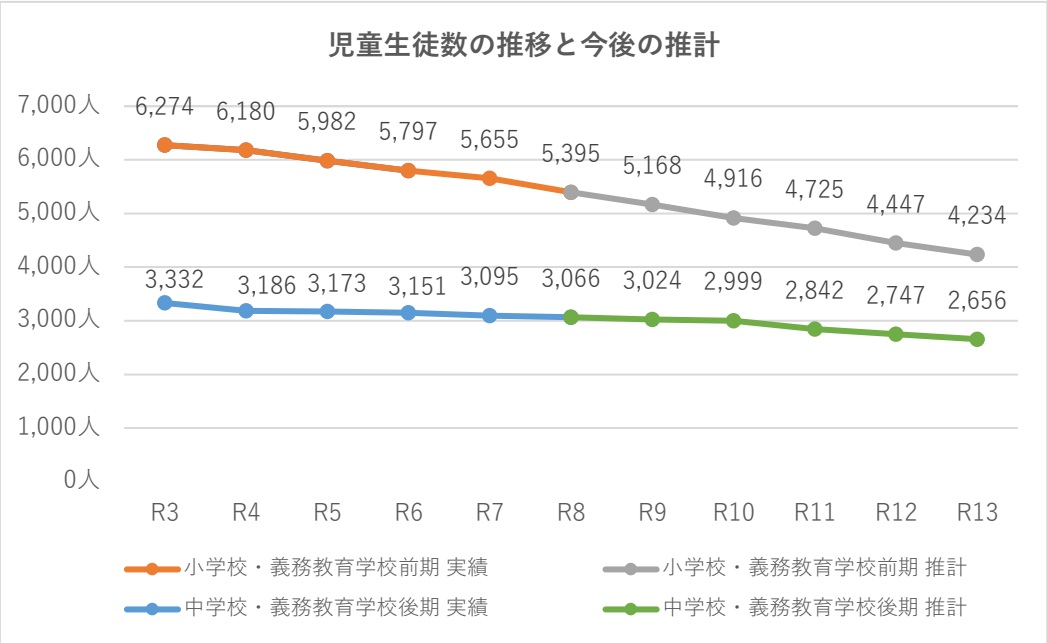

資料：長浜市資料（各年 4 月 1 日時点）

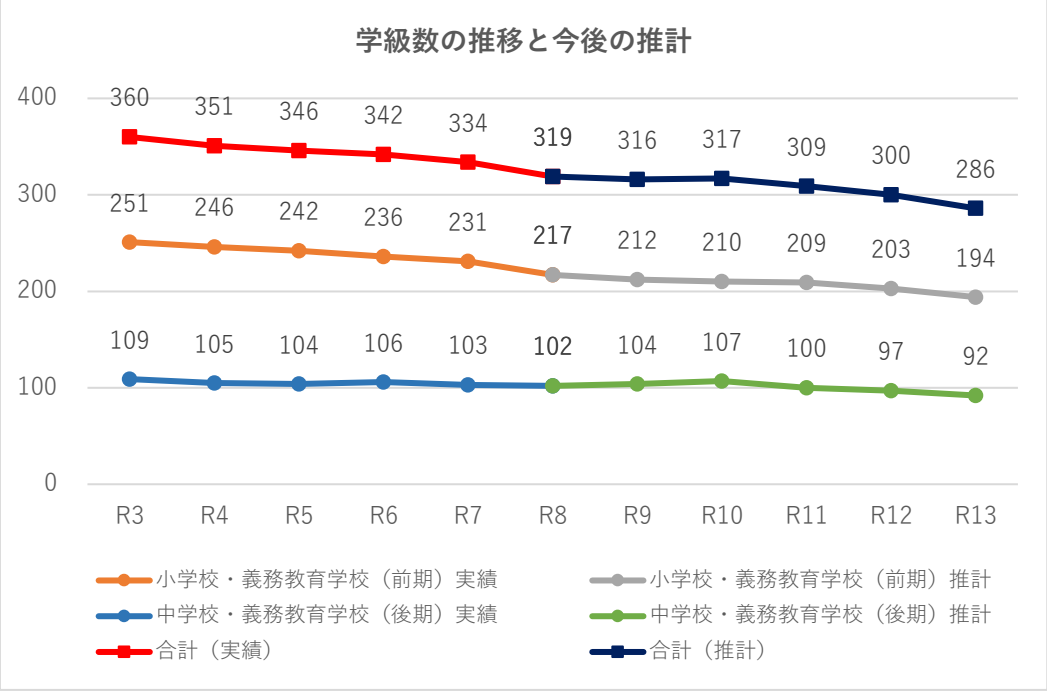
②児童数、生徒数について

令和 8 年 5 月 1 日現在、児童数（義務教育学校前期課程を含む）は 5,395 人、生徒数（義務教育学校後期課程を含む）は 3,066 人となっています。

児童数、生徒数ともに減少しており、令和 3 年度には児童数（義務教育学校前期課程を含む）が 6,274 人、生徒数（義務教育学校後期課程を含む）が 3,332 人でした。令和 13 年度の推計は、児童数（義務教育学校前期課程を含む）が 4,234 人、生徒数（義務教育学校後期課程を含む）が 2,656 人となり、令和 3 年度と比較すると、児童数は約 32%、生徒数は約 20%の減少となる見込みです。

それに伴い、学級数も減少し、複式学級が増加することが見通されます。学級数の変化をみると、令和３年度は小学校（義務教育学校前期課程を含む）が 251 学級、中学校（義務教育学校後期課程を含む）が 109 学級だったところ、令和 13 年度の推計は、小学校（義務教育学校前期課程を含む）が 194 学級、中学校（義務教育学校後期課程を含む）が 92 学級となり、令和３年度と比較すると、74 学級（約 20%）の減少となる見込みです。



### （３）学校園の配置状況について

令和８年４月現在、長浜市には、公立幼稚園８園、公立保育所３園、公立認定こども園９園があります。私立保育所５園と私立認定こども園８園が開設しており、民間保育所・認定こども園は 13 園あります。

また、小学校は 21 校、中学校は 10 校、義務教育学校は２校あります。令和８年度より、塩津小学校と永原小学校が統合して新たに西浅井小学校が開校し、また、伊香具小学校が木之本小学校と統合しています。（資料 1）

### （４）学校園の標準的な規模等についての国の考え方について

文部科学省や厚生労働省など国の基本的な方針では、次のように示しており、保育・教育の質を確保するためには一定の集団規模が必要とされています。

- 幼稚園

  国が示す幼稚園設置基準では、「一学級の幼児数は、30 人以下を原則とする。」となっています。

- 保育所

  国が示す児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、「保育士の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね 15 人につき１人以上、満４歳以上の幼児おおむね 25 人につき１人以上とする。ただし、保育所一につき２人を下ることはできない。」となっています。

- 幼保連携型認定こども園

  国が示す幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準では、「職員の数は、満１歳未満の園児おおむね３人につき１人、満１歳以上満３歳未満の園児おおむね６人につき１人、満３歳以上満４歳未満の園児おおむね 15 人につき１人、満４歳以上の園児おおむね 25 人につき１人。ただし、当該職員の数は、常時２人を下ってはならない。」となっています。

- 小学校・中学校

  公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、一学級の児童生徒数は、小学校が 35 人以下、中学校は 40 人以下としています。中学校においては、令和８年度以降に段階的に 35 人以下となる方向です。

  また、学校規模の標準は、学校教育法施行規則において、小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」となっています。

  さらに、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中で、望ましい学級数の考え方を次のようにしています。

【小学校】

複式学級を解消するためには少なくとも１学年１学級以上（６学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには１学年２学級以上（12 学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

【中学校】

全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも１学年２学級以上（６学級以上）が必要となります。また、免許外指導＊をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも９学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

＊県教育委員会の許可を得て、当該教科の免許状を有しない教員が当該教科を指導する制度

## 第４章　適正規模・適正配置について

### （１）長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会からの意見

「第３章　本市の学校園を取り巻く現状と今後の見通しについて」に示したように、長浜市全体の学校園の適正規模・適正配置に関する課題がみられるため、中長期的な基本方針を示すこととしました。

令和６年度に基本方針策定に着手し、まず幅広く意見を聴取するため、「長浜市学校適正規模・適正配置検討委員会」を令和６年度に８回開催し、学校園視察やワークショップを行い、意見を聴取し、意見の取りまとめを行いました。取りまとめられた意見が次のとおりです。

# 長浜市学校園の適正規模・適正配置にかかる意見の取りまとめ

長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会
令和７年３月

**○意見聴取の趣旨**

本市の子どもの人口は減少を続けており、さらに少子化が進むと予測されています。

義務教育の機会均等や水準を維持・向上するとともに、就学前の子どもの保育ニーズ等を反映するためには、一定規模の集団生活の中で子どもたちを育むことが重要となっています。

より良い教育・保育環境の構築と質の高い教育・保育の実現を目指し、学校園における規模の適正化や将来を見据えた適正配置の在り方、少子化に対応した活力ある学校園づくりの在り方などを踏まえた基本方針を策定するにあたり、長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会として意見をまとめました。

**○長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会委員**　　敬称略

| 所属等 | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 大学教授 | 同志社女子大学教職課程センター特任教授 | 水本　徳明 | ◎座長 |
| 大学教授 | 滋賀県立大学名誉教授 | 大橋　松行 | ○副座長 |
| 市連合自治会代表 | 下草野連合自治会長 | 西川　又寛 | |
| 幼稚園・認定こども園ＰＴＡ代表 | 六荘認定こども園 PTA 代表 | 西田　佐智子 | |
| 小学校 PTA 代表 | びわ南小学校 PTA 代表 | 塚田　美晴 | |
| 中学校 PTA 代表 | 西中学校 PTA 代表 | 森　　英高 | |
| 保育園・幼稚園・認定こども園園長代表 | きのもと認定こども園園長 | 中川　美和子 | |
| 小学校長代表 | 小谷小学校校長 | 水谷　匡志 | |
| 中学校長代表 | 高月中学校校長 | 福永　かおる | |
| 保育園・幼稚園・認定こども園副園長代表 | あざい認定こども園副園長 | 辰野　陽子 | |
| 小学校教頭代表 | びわ北小学校教頭 | 文室　康志 | |
| 中学校教頭代表 | 東中学校教頭 | 喜田　憲恵 | |

**○意見集約の経過**

次のとおり、長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会を開催し、意見を取りまとめました。

| 会議 | 開催日 | 検討内容 |
|---|---|---|
| 第１回 | R6.5.20 | （１）長浜市の人口動向について<br>（２）学校園をめぐる現状について<br>（３）意見交換 |
| 第２回 | R6.6.17 | （１）永原小学校視察、ヒアリング<br>（２）にしあざい認定こども園視察、ヒアリング |
| 第３回 | R6.7.10 | （１）余呉小中学校視察、ヒアリング<br>（２）たかつき認定こども園視察、ヒアリング |
| 第４回 | R6.8.26 | （１）学校園を取り巻くデータ等から見える姿について<br>（２）ワールドカフェ「子どもが幸せになれる学校園とは」<br>（３）意見交換 |
| 第５回 | R6.9.10 | （１）長浜西幼稚園視察、ヒアリング<br>（２）神照幼稚園視察、ヒアリング |
| 第６回 | R6.10.9 | （１）湖北幼稚園視察、ヒアリング<br>（２）高時小学校視察、ヒアリング<br>（３）一麦保育園視察、ヒアリング |
| 第７回 | R6.11.20 | （１）市民意識調査について<br>（２）学校園を取り巻くデータ等から見える姿について<br>（３）ワークショップ「子どもが幸せになれる学校園とは」<br>（４）意見交換 |
| 第８回 | R7.2.3 | （１）これまでの会議の振り返り<br>（２）学校園を取り巻くデータ等から見える姿について<br>（３）意見のとりまとめについて |

**○長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会の意見**

上記８回の検討を経て、検討委員会として学校園の適正規模・適正配置に向け、大切にしたい視点や目指す姿は次のとおりです。

# 長浜市が目指す将来の学校園の姿

＜ 長浜市の現状 ＞
・児童数の減少により、小中・義務教育学校が小規模化し、複式学級が存在する。
・就学前児童については、低年齢からの保育、長時間の保育に対する保護者のニーズが高い。

視察やワークショップを受けて

## いまのすがた

### 子ども
①友だちは大事な存在で、関わりを大切にしたい。
②単級では、人間関係や集団の中での役割が固定される。リーダーはずっとリーダーのままになる。
③友だちの個性や性格を決めつけてしまうことがある。
④少人数の学級では多様な意見が出にくく、発想が乏しくなることがある。多い学級ではいろいろな意見が出て、発想が豊かになる。
⑤不登校の児童生徒が増えている。

### 先生
⑥仕事量が多く、負担が大きい。
⑦子どもと直接関わる時間をより確保したい。
⑧教材研究や保育・授業の準備に充てる時間を充分に確保したい。
⑨教職員が不足している。
⑩働き方改革を進めているが、負担軽減につながっていない。
⑪複式学級は、学校運営上負担が大きい。
⑫保護者対応、地域との連携に時間がかかることがある。

### 保護者
⑬先生との信頼関係は重要だと思っている。
⑭先生に思いや悩みをうまく伝えられない。
⑮主張し過ぎてクレーマーだと思われたくない。
⑯子どもに失敗体験をさせたくない。子どもを傷つけたくない。
⑰子どもの話を聞いたり、宿題等を一緒にするゆとりがない。
⑱ＰＴＡからの発信や働きかけがあり、子育てについて学びの機会はある。

### 地域
⑲地域と学校は一体、密接な関係である。
⑳地域の力で、子どもの体験活動等が生まれる。
㉑地域と一体となった学校行事を行うことで、人づくり・まちづくりにつながっている。
㉒学校がなくなると地域が衰退するのではないか心配している。
㉓ボランティアは高齢者が多い。
㉔スクールガードがいない地域がある。

【学校で取り組んでいること】
・オンラインや合同による交流学習
・修学旅行の合同実施

**子どもが幸せになる学校園をめざして**

【保護者と取り組んでいること】
・ＰＴＡ意見交換会
・学校の在り方を考える懇談会

【地域と取り組んでいること】
・学運協意見交換会
・地域づくり協議会へのヒアリング

## めざすすがた

①友だちを大事にしつつ、自ら考え行動できる子どもになってほしい。
①②③④多くの友だちと関わり、多様な考えに触れられるよう、可能な限り学年複数クラス編制にし、豊かな人間関係を構築する。
④⑤ICT の活用により活動や授業が充実する。
⑤学校を選ぶことができる選択肢がある。

☆クラス替えのできる学校園の規模
☆自分に合った学校を選択できる制度

⑥⑦先生がゆとりをもち、笑顔で、子どもと向き合える。
⑥⑧教材研究や保育・授業の準備に充てる時間が充分にある。
⑥⑦⑨⑩⑪学校統合をすることで、学校園の教員数が増え、業務の負担を減らすことができる。
⑥⑦⑨⑫相談対応窓口や相談しやすい仕組みづくりにより、担任の負担を軽減する。

☆先生が子どもと向き合える環境づくり
☆支え合える教職員集団づくり

⑬⑭⑮学校園、先生との信頼関係があり、子どものことを相談できる。
⑬⑱相談対応窓口や相談しやすい仕組みづくりにより、保護者と学校園がつながり、保護者が学校を身近に感じられる。
⑭⑮安心につながる外部の相談先がある。
⑤⑰特色のある多様な学校園があり、ニーズに合わせて選択できる。
⑯⑰⑱子どもをほめ、認める存在でありたい。

☆子どもも保護者も安心できる学校園
☆保護者のニーズに合った学校園を選択できる制度

⑲⑳㉑責任と自覚をもち、地域と学校を結ぶコーディネートをする。
⑲⑳㉑大学等とのつながりや地域資源をいかす。
㉑㉒統合後の跡地利用について、地域と連携し協議する。
㉒狭い地域にこだわらず、より広域での連携を推進する。
㉓㉔学校支援ができる持続可能なしくみをつくる。

☆学校園を支える地域
☆学校園が、地域人材の活躍の場に

【全体をふまえた学校園の在り方】

○クラス替えのできる学校園の規模をめざす。
　学区、園区を見直し、旧町を越えた広域統合も視野に入れる。
　あわせて、通学通園の負担を勘案する。保護者や住民と十分協議する。
○学校規模や地域連携をふまえた特色ある学校園づくり
○学校園と保護者・地域との連携促進
○長浜市内で子どもや保護者のニーズに合った学校園を選択できる制度の検討
○統合後の跡地利用における地域との連携

本方針で示す適正規模・適正配置は、子どもたちが多様な人と関わり、協働的に学ぶ機会を確保するとともに、教職員が互いに協力しながら子ども一人ひとりに向き合える環境を整えるなど、検討委員会から示された「子どもが幸せになる学校園」の実現につなげるものです。

今後の本市における学校園の適正規模・適正配置については、こうした考え方を踏まえ、次の方向性を示します。

### （２）幼稚園・保育所・認定こども園の適正規模・適正配置について

① 園の適正規模・適正配置について

長浜市では、各クラスの子どもの数は、０～２歳児は家庭的な雰囲気を確保できる環境が整う人数、３～５歳児は多様な考え方に触れ学びあう機会や切磋琢磨する機会が整う人数とし、具体的には、０歳児９～10人、１歳児10～15人、２歳児12～18人、３歳児15～25人、４・５歳児15～30人とすることを基本とします。

クラス数は、３～５歳児については、クラス替えできるよう歳児別に複数クラスを確保することを基本とします。

各クラスの適正規模は上記のとおりとしますが、社会情勢等の変動による保育・教育の需要の変化に柔軟に対応するため、１施設あたりの規模には若干の余裕を持たせることが望ましいと考えます。

単学級では、保育者同士で相談したり学び合ったりする機会が限られます。一定の規模を確保することで、保育者同士が協力しながら子どもたち一人ひとりに丁寧に関わることができ、教育・保育の充実につながると考えます。こうした環境は、子どもの豊かな学びや多様な経験にもつながることから、職員集団においても適正な規模が必要です。

② 今後の方向性について

保育ニーズに対応するため、公立園の果たすべき役割は維持しつつ、子どもたちにとって望ましい生活・保育環境となる適正規模を踏まえて、園の再編・統合も含め検討を進めることとします。また、民間活力も最大限活用します。

特に、小規模化している幼稚園のあり方を見直し、統合や認定こども園への移行を進めます。あわせて、保護者が希望する園を選択できるよう、公立幼稚園・認定こども園短時部で設定している園区についても見直しを検討します。

取組にあたっては、交通・道路事情を踏まえた通園距離・通園時間・通園手段の配慮や駐車スペースの確保のほか地域間での立地のバランス、小学校へのスムーズな接続なども考慮します。

## 幼稚園・保育所・認定こども園の園児数の推移

### 幼稚園

単位：人

| 年度／園名 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長浜幼稚園 | 81 | 75 | 68 | 73 | 59 | 48 | 53 | 48 | 47 | 39 | 35 |
| 長浜北幼稚園 | 106 | 98 | 97 | 85 | 75 | 53 | 55 | 51 | 45 | 34 | 32 |
| 長浜西幼稚園 | 69 | 66 | 56 | 48 | 45 | 44 | 41 | 36 | 28 | 26 | 23 |
| わかば幼稚園 | 72 | 71 | 61 | 55 | 48 | 54 | 50 | 49 | 37 | 25 | 18 |
| 神照幼稚園 | 159 | 126 | 115 | 107 | 94 | 88 | 103 | 98 | 80 | 58 | 67 |
| 南郷里幼稚園 | 112 | 127 | 110 | 107 | 89 | 86 | 83 | 85 | 79 | 74 | 67 |
| 北郷里幼稚園 | 34 | 33 | 26 | 21 | 13 | 10 | 9 | 11 | 11 | 0 | 0 |
| 長浜南幼稚園 | 27 | 20 | 25 | 17 | | | | | | | |
| 湖北幼稚園 | 81 | 72 | 64 | 54 | 45 | 45 | 38 | 33 | 27 | 25 | 19 |
| 計 | 741 | 688 | 622 | 567 | 468 | 428 | 432 | 411 | 354 | 281 | 261 |

各年４月１日現在

### 公立保育所

単位：人

| 年度／園名 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北保育園 | 199 | 216 | 220 | 218 | 208 | 218 | 215 | 218 | 222 | 214 | 205 |
| さくらんぼ保育園 | 82 | 81 | 78 | 82 | 80 | 68 | 77 | 83 | 74 | 72 | 66 |
| 一麦保育園 | 55 | 54 | 62 | 56 | 59 | 57 | 48 | 48 | 48 | 39 | 39 |
| 計 | 336 | 351 | 360 | 356 | 347 | 343 | 340 | 349 | 344 | 325 | 310 |

各年４月１日現在

### 民間保育所

単位：人

| 年度／園名 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長浜梅香保育園 | 139 | 130 | 138 | 145 | 140 | 152 | 151 | | | | |
| 長浜梅香乳児保育園 | | 42 | 35 | 33 | 34 | 35 | 42 | 44 | 46 | 43 | 46 |
| 長浜愛児園 | 170 | 171 | 162 | 149 | 132 | 136 | 129 | | | | |
| 長浜カトリック保育園 | 206 | 204 | 206 | 205 | | | | | | | |
| ほいくえん　ももの家 | 77 | 76 | 73 | 78 | 85 | 83 | 83 | 78 | 83 | 78 | 81 |
| チャイルドハウス | 140 | 130 | 131 | 112 | 107 | 98 | 99 | 105 | 101 | 88 | 85 |
| ひよこ乳児保育園 | 43 | 40 | 36 | 40 | 42 | 42 | 43 | 41 | 44 | 42 | 40 |
| レイモンド長浜保育園 | 94 | | | | | | | | | | |
| しらやま保育園 | 103 | 103 | 110 | 111 | 106 | 103 | 89 | 90 | 88 | 95 | 101 |
| 長浜学舎 | 160 | 146 | 143 | 150 | 143 | 146 | 129 | | | | |
| 速水保育園 | 84 | 77 | 69 | 71 | 66 | 66 | 60 | | | | |
| 計 | 1,216 | 1,119 | 1,103 | 1,094 | 855 | 861 | 825 | 358 | 362 | 346 | 353 |

各年４月１日現在

公立認定こども園

単位：人

| 園名＼年度 | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六荘認定こども園 | 短時部 | 79 | 83 | 69 | 56 | 30 | 30 | 40 | 37 | 39 | 31 | 31 |
| | 長時部 | 163 | 168 | 178 | 197 | 215 | 209 | 182 | 186 | 177 | 184 | 191 |
| あざい認定こども園 | 短時部 | 169 | 126 | 101 | 106 | 87 | 81 | 70 | 65 | 62 | 49 | 37 |
| | 長時部 | 238 | 269 | 296 | 305 | 298 | 297 | 278 | 280 | 267 | 266 | 253 |
| びわ認定こども園 | 短時部 | 71 | 61 | 60 | 49 | 44 | 44 | 31 | 36 | 24 | 20 | 18 |
| | 長時部 | 129 | 149 | 142 | 160 | 168 | 163 | 156 | 162 | 171 | 153 | 156 |
| とらひめ認定こども園 | 短時部 | 52 | 31 | 30 | 29 | 16 | 10 | 22 | 18 | 17 | 20 | 14 |
| | 長時部 | 86 | 110 | 119 | 127 | 130 | 126 | 106 | 101 | 116 | 106 | 95 |
| たかつき認定こども園 | 短時部 | 146 | 137 | 121 | 106 | 93 | 98 | 88 | 76 | 65 | 49 | 38 |
| | 長時部 | 180 | 210 | 225 | 221 | 226 | 190 | 180 | 195 | 198 | 215 | 201 |
| きのもと認定こども園 | 短時部 | 85 | 65 | 55 | 44 | 40 | 42 | 39 | 29 | 25 | 15 | 5 |
| | 長時部 | 80 | 129 | 124 | 127 | 126 | 102 | 110 | 105 | 101 | 105 | 94 |
| よご認定こども園 | 短時部 | 36 | 30 | 23 | 24 | 11 | 10 | 7 | 6 | 6 | 6 | 4 |
| | 長時部 | 17 | 28 | 34 | 30 | 49 | 51 | 55 | 51 | 39 | 35 | 34 |
| にしあざい認定こども園 | 短時部 | 57 | 47 | 34 | 30 | 21 | 26 | 19 | 15 | 14 | 10 | 8 |
| | 長時部 | 50 | 54 | 58 | 67 | 69 | 63 | 62 | 53 | 45 | 41 | 38 |
| 長浜南認定こども園 | 短時部 | | | | | 6 | 6 | 9 | 14 | 9 | 9 | 4 |
| | 長時部 | | | | | 18 | 20 | 38 | 36 | 32 | 22 | 33 |
| 短時部　小　計 | | 695 | 580 | 493 | 444 | 348 | 347 | 325 | 296 | 261 | 209 | 159 |
| 長時部　小　計 | | 943 | 1,117 | 1,176 | 1,234 | 1,299 | 1,221 | 1,167 | 1,169 | 1,146 | 1,127 | 1,095 |
| 計 | | 1,638 | 1,697 | 1,669 | 1,678 | 1,647 | 1,568 | 1,492 | 1,465 | 1,407 | 1,336 | 1,254 |

各年４月１日現在

民間認定こども園

単位：人

| 園名＼年度 | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 認定こども園長浜梅香保育園 | 短時部 | | | | | | | | 15 | 16 | 15 | 18 |
| | 長時部 | | | | | | | | 143 | 138 | 139 | 140 |
| 長浜愛児園 | 短時部 | | | | | | | | 9 | 11 | 15 | 13 |
| | 長時部 | | | | | | | | 125 | 123 | 125 | 132 |
| カトリック長浜こども園 | 短時部 | | | | | 8 | 14 | 18 | 13 | 11 | 14 | 14 |
| | 長時部 | | | | | 211 | 211 | 211 | 215 | 218 | 206 | 204 |
| レイモンド長浜南こども園 | 短時部 | | 3 | 7 | 6 | 3 | 6 | 4 | 6 | 3 | 0 | 3 |
| | 長時部 | | 33 | 54 | 74 | 81 | 85 | 88 | 88 | 88 | 89 | 98 |
| 長浜学舎 | 短時部 | | | | | | | | 4 | 9 | 10 | 11 |
| | 長時部 | | | | | | | | 117 | 117 | 107 | 114 |
| レイモンド長浜こども園 | 短時部 | | 3 | 3 | 4 | 3 | 6 | 4 | 4 | 5 | 6 | 6 |
| | 長時部 | | 94 | 95 | 90 | 98 | 90 | 91 | 86 | 92 | 84 | 91 |
| 小谷こども園 | 短時部 | 4 | 6 | 9 | 14 | 16 | 15 | 12 | 10 | 9 | 12 | 11 |
| | 長時部 | 109 | 117 | 117 | 121 | 119 | 117 | 128 | 134 | 138 | 133 | 122 |
| 速水こども園 | 短時部 | | | | | | | | 0 | 1 | 0 | 2 |
| | 長時部 | | | | | | | | 60 | 65 | 58 | 61 |
| 短時部　小　計 | | 4 | 12 | 19 | 24 | 30 | 41 | 38 | 61 | 65 | 72 | 78 |
| 長時部　小　計 | | 109 | 244 | 266 | 285 | 509 | 503 | 518 | 968 | 979 | 941 | 962 |
| 計 | | 113 | 256 | 285 | 309 | 539 | 544 | 556 | 1,029 | 1,044 | 1,013 | 1,040 |

各年４月１日現在

市外の施設

単位：人

| 園名＼年度 | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 幼稚園 | | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保育所 | | 12 | 11 | 7 | 5 | 3 | 4 | 5 | 1 | 3 | 5 | 3 |
| 認定こども園 | 短時部 | 1 | 2 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| | 長時部 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 8 |
| 計 | | 15 | 14 | 16 | 6 | 7 | 6 | 7 | 2 | 6 | 12 | 12 |

各年４月１日現在

### （3）小学校・中学校・義務教育学校の適正規模・適正配置について

① 学校の適正規模・適正配置について

【適正規模】

○小中義務教育学校とも、全ての学年でクラス替えができ、教員が一定数確保できる規模を目指します。

学年２学級以上とし、協働的な学びや集団での学習（体育科での集団種目、音楽科での合唱・合奏等）の機会を確保し、人間関係の固定化等のデメリットを軽減する取組を推進します。

教職員集団としても、学年１学級では学年事務等を一人で担当することとなり、教科指導や生徒指導上等の相談や学び合いがしにくい状況となります。学年に複数学級があることで学年事務等の分担や教職員間での学び合いの機会ができ、児童生徒と向き合う時間の確保や教材研究の充実につながると考えます。教職員が心身ともに健康であること、笑顔で児童生徒に接することなどのメリットがあると考えられ、教職員集団においても適正な規模が必要です。

【適正配置】

○上記の適正規模に向けて、次の方向性を持って取り組みます。

・現中学校区内の小学校の統合を行い、中学校区内１小学校の配置を目指します。

・中学校区内１小学校としても 12 学級未満の規模の場合、中学校区を越えた広域での統合、もしくは小規模校としての存続を検討します。いずれの場合であっても、市全体の教育課題、児童の通学距離や通学時間、地理的条件等から保護者や地域の方との協議のうえ、市教育委員会が判断します。

・中学校区を越えた広域での統合を目指す場合、園小中の集約を検討します。

・中学校区内１校となった小学校を小規模校として存続する場合は、特認校制度（学校選択制）＊等の導入を検討し、小規模の良さを生かした特色ある学校づくりを目指します。

＊従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

○市南部では、宅地化が進んでいる地域があること、また中学進学時に校区が分かれる状況がみられることから、児童生徒数の推移を把握し、学校施設規模にあった児童生徒数を目指し、小学校区・中学校区の変更等を検討します。

② 通学距離・通学時間について

再編・統合により通学距離が延びる可能性があります。その場合には、児童生徒に負担の少ない通学時間を設定し、児童生徒数等の状況に応じて通学バスや公共交通機関等から学区に適切な方法の導入を検討します。これまでは、統合により通学先が変更になる地域の児童生徒は、基本的に通学バス等を使用してきましたが、今後は通学距離・通学時間や地域の実情に合わせて、様々な通学方法（路線バスやデマンドタクシー、徒歩等）での通学も検討します。

通学バスについては、運転手や添乗員など人材の確保が著しく困難であること、児童生徒の通学の負担、運行できる台数の制限などの課題がみられるため、市全体の運用の見直しを図り、効果的な運行を目指します。

保護者や地域住民の協力も得ながら、子どもたちが安心して通学できる手段の整備を目指します。

③ 今後の方向性について

実数として把握できる令和 6 年度を基準に、令和 6 年度生まれの子が小学校・義務教育学校へ入学する令和 13 年度の児童生徒数をもとに各校の姿を表します。その姿を受けて今後の方向性を次のとおりとします。

○小学校・義務教育学校（前期課程）

令和 13 年度の学校の児童数および学級数の推計（表１）から判断し、12 学級未満の小学校については、本基本方針に基づき検討に着手します。特に、複式学級が予想される 6 学級未満の小学校は速やかに検討に着手します。

令和 13 年度の学校の児童数および学級数の推計（表１）

| 番号 | 学校名 | １年生 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 | 全校 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 学級数 |
| 小1 | 長浜小学校 | 116 | 94 | 102 | 93 | 111 | 103 | 619 | 20 |
| 小2 | 長浜北小学校 | 97 | 105 | 109 | 88 | 118 | 112 | 629 | 21 |
| 小3 | 神照小学校 | 88 | 98 | 99 | 83 | 81 | 102 | 551 | 18 |
| 小4 | 南郷里小学校 | 62 | 82 | 82 | 83 | 61 | 76 | 446 | 16 |
| 小5 | 北郷里小学校 | 14 | 13 | 23 | 12 | 13 | 20 | 95 | 6 |
| 小6 | 長浜南小学校 | 56 | 54 | 73 | 67 | 81 | 63 | 394 | 14 |
| 小7 | 湯田小学校 | 30 | 33 | 47 | 48 | 58 | 47 | 263 | 10 |
| 小8 | 田根小学校 | 4 | ＊6 | ＊3 | 9 | ＊8 | ＊8 | 38 | 4 |
| 小9 | 浅井小学校 | 19 | 17 | 19 | 18 | 25 | 27 | 125 | 6 |
| 小10 | びわ南小学校 | 12 | 20 | 13 | 17 | 23 | 27 | 112 | 6 |
| 小11 | びわ北小学校 | 9 | 10 | 17 | 11 | 11 | 16 | 74 | 6 |
| 小12 | 小谷小学校 | 7 | 14 | 14 | 8 | 14 | 18 | 75 | 6 |
| 小13 | 速水小学校 | 14 | 16 | 16 | 21 | 26 | 22 | 115 | 6 |
| 小14 | 朝日小学校 | 11 | 10 | 11 | 11 | 14 | 9 | 66 | 6 |
| 小15 | 富永小学校 | 6 | ＊4 | ＊4 | 11 | ＊5 | ＊7 | 37 | 4 |
| 小16 | 高月小学校 | 35 | 34 | 38 | 43 | 55 | 51 | 256 | 10 |
| 小17 | 古保利小学校 | ＊5 | ＊3 | ＊7 | ＊9 | ＊6 | ＊10 | 40 | 3 |
| 小18 | 七郷小学校 | ＊4 | ＊4 | 9 | 13 | 9 | 9 | 48 | 5 |
| 小19 | 高時小学校 | ＊0 | ＊0 | ＊3 | ＊3 | ＊5 | ＊3 | 14 | 2 |
| 小20 | 木之本小学校 | 19 | 21 | 23 | 24 | 26 | 31 | 144 | 6 |
| 小21 | 西浅井小学校 | 8 | 7 | 12 | 9 | 15 | 11 | 62 | 6 |
| 義務1 | 余呉小中学校（前期） | 9 | 5 | 14 | 10 | 7 | 16 | 61 | 6 |
| 義務2 | 虎姫学園（前期） | 12 | 10 | 24 | 35 | 27 | 36 | 144 | 7 |

＊の学年は、複式学級対象です。

○中学校・義務教育学校（後期課程）

令和 13 年度の学校の生徒数および学級数の推計（表２）は、次のとおりです。クラス替えができない６学級未満の中学校については、本基本方針に基づき検討に着手します。義務教育学校は、前期課程と合わせて検討します。

令和 13 年度の学校の生徒数および学級数の推計（表２）

| 番号 | 学校名 | １年生 | ２年生 | ３年生 | 全校 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 学級数 |
| 中1 | 西中学校 | 132 | 132 | 136 | 400 | 12 |
| 中2 | 北中学校 | 202 | 201 | 200 | 603 | 18 |
| 中3 | 東中学校 | 37 | 47 | 59 | 143 | 6 |
| 中4 | 南中学校 | 134 | 131 | 116 | 381 | 12 |
| 中5 | 浅井中学校 | 98 | 95 | 93 | 286 | 9 |
| 中6 | びわ中学校 | 43 | 49 | 44 | 136 | 6 |
| 中7 | 湖北中学校 | 53 | 60 | 64 | 177 | 6 |
| 中8 | 高月中学校 | 69 | 85 | 84 | 238 | 8 |
| 中9 | 木之本中学校 | 32 | 38 | 47 | 117 | 5 |
| 中10 | 西浅井中学校 | 17 | 24 | 23 | 64 | 3 |
| 義務1 | 余呉小中学校（後期） | 13 | 15 | 14 | 42 | 3 |
| 義務2 | 虎姫学園（後期） | 40 | 30 | 34 | 104 | 4 |

※義務教育学校（後期課程）については、表２内の１年生が７年生、２年生　が８年生、３年生が９年生の人数を表しています。

○中学校区を越えた広域での統合をせず、小規模校として存続する場合

中学校区 1 小学校の統合を進め、さらに中学校区を越えた統合を検討する段階において、通学が児童生徒に大きな負担となる場合には、小規模校として存続することを想定しています。この場合は、今後の児童生徒数の状況（複式学級が想定されるなど）により、保護者・地域住民と学校のあり方についての検討を行います。

小規模校として存続するにあたっては、校内においては複数学年による合同学習（合同音楽・合同体育等）に取り組んだり、対外的には他校や関係機関等とのオンラインによる合同学習や地域の方や専門家をゲストティーチャーとして招聘、地域に出かけて地域の人・自然・物等から学ぶ体験や探究活動等を、積極的に計画的にカリキュラムに取り入れたりします。このような工夫により、小規模校のデメリットとされる協働的な学びの機会を確保します。そこで得られた知見を小規模が進む他校でも生かせるよう市内での情報共有を図ります。

また、特認校制度（学校選択制）等の導入や義務教育学校への移行を検討し、小規模の良さを生かした特色ある教育、学校づくりを目指すとともに、児童生徒や保護者のニーズに合わせた学校の設置としても検討を進めます。

### （4）再編・統合によるより良い教育環境づくり

少子化が進み、子どもの数が減少していく中にあっても、子どもたちにとってより良い保育・教育環境を将来にわたって確保していくことが、本方針の基本的な考え方です。学校園の再編・統合は、こうした教育環境を実現するための一つの手段であると考えています。

再編･統合により一定の集団規模を確保することで､子どもたちが多様な考えや価値観に触れ、協働して学ぶ機会を充実させるとともに、クラス替えなどを通して幅広い人間関係を築くことができる環境を目指します。また、教職員が一定数確保されることで、教職員同士が相談・協力しながら子どもたちを支援するとともに、教材研究や研修等を通じて保育・教育の質を高めることができる体制づくりを進めます。

再編・統合を具体的に検討する際には、保護者や地域住民、学校関係者等との協議を通じて、地域の特色や子どもたちの意見も踏まえながら、新しい学校園で目指す保育・教育や特色ある取組について検討します。

あわせて、こうした保育・教育を支える基盤として、子どもたちが安全に安心して学び、生活できる環境や、一人ひとりの状況に応じた支援体制、通学の距離や時間、安全に配慮した通学環境など、新たな学校園に必要となる教育環境について、地域の実情を踏まえながら総合的に検討し、子どもたちに質の高い保育・教育を安定して提供できる体制づくりを目指します。

## 第５章　今後の進め方について

本方針に基づく学校園の再編・統合は、子どもたちの保育・教育の質の向上を第一に考えつつ、地域住民や保護者との十分な対話と合意形成を経て、段階的かつ着実に進めていくことが重要です。また、これまでに実施した学校園の再編・統合について、教育活動や学校生活、通学、地域との連携等の状況を振り返り、その成果や課題を今後の再編･統合を検討する地域の保護者や地域住民と共有し、新しい学校園づくりに生かしていきます。

さらに、再編・統合の検討にあたっては、子どもの発達段階に応じて必要な情報を分かりやすく伝えるとともに、交流活動などの機会を通じて子どもたちの様子や声を把握し、その意見を新しい学校園づくりに生かしていきます。

### （1）速やかでかつ着実な取組の推進、今後のスケジュール

本市では、学校園の適正規模・適正配置に向けて、次の３段階に分けて計画的に取り組みを進めます。

早急に検討の必要がある学区や検討の進捗状況によっては、再編を前倒しして実施する場合もあります。

また、園についてはスケジュール・内容に関わらず、実情に応じて進めます。

【第１段階：再編への理解と保護者等の合意形成（令和８年度～令和 10 年度)】

- 学校区での保護者説明会を開催し、現状と課題、将来の展望について情報を提供
- 再編の必要性について、丁寧な説明と質疑応答を通じて理解の促進を図る
- 学校運営協議会や評議員会等において、意見聴取を実施し、地域の声を反映

【第２段階：再編に向けた協議と方針決定（令和 10 年度～令和 14 年度)】

- 対象地域ごとに「学校の在り方を考える懇談会」や「学区再編協議会」を設置
- 保護者、地域代表、教育関係者等の協議により、再編方針を地域ごとに策定
- 統合や新設校の基本構想や通学手段などについて具体的な検討を進める

【第３段階：統合準備と実施（令和 14 年度～令和 17 年度)】

- 統合校園・新校園設置に向けた準備協議会を立ち上げ、建設・移転等の詳細を協議
- 開校１年前には、統合時期、学区・園区の見直し、施設整備スケジュールなどを確定
- 新しい学校・園へのスムーズな移行を目指して、ソフト面（カリキュラム、スクールバス、交流行事など）の準備を進める
  ただし、複式学級でのカリキュラムを編成している場合は、未履修がないよう期間を十分確保する




### （２）本方針期間中の小規模化への対応

本方針期間中も園児・児童・生徒数は減少傾向となります。小規模化が進む学校園においては、小規模校園ならではの工夫を生かしつつ、地域との連携・協働をさらに進めた地域学習や、ＩＣＴを積極的に活用した新しい学習の創造に取り組み、一定規模の集団の中での関わり、協働的な学びを深め、子どもたちの学びを保証します。

また、子どもたちにとって魅力ある教育環境や多様な学びの機会を実現するため、地域の特

色や教育資源を生かした特色ある教育や学校づくりを進めるとともに、義務教育学校への移行や特認校制度（学校選択制）等、様々な制度や取組についても研究・検討していきます。

# 資料編

資料１　長浜市における学校園の配置状況（令和８年４月）

【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】

| 番号 | 施設名 | 住所 |
|---|---|---|
| 園1 | 長浜幼稚園 | 朝日町５番 14 号 |
| 園2 | 長浜北幼稚園 | 三ツ矢元町 19 番 24 号 |
| 園3 | 長浜西幼稚園 | 相撲町 604 番地６ |
| 園4 | わかば幼稚園 | 八幡東町 520 番地１ |
| 園5 | 神照幼稚園 | 新庄寺町 480 番地 |
| 園6 | 南郷里幼稚園 | 新栄町 626 番地 |
| 園7 | 北郷里幼稚園 | 春近町 196 番地１ |
| 園8 | 湖北幼稚園 | 湖北町速水 909 番地２ |
| 園9 | 北保育園 | 神照町 596 番地 |
| 園10 | さくらんぼ保育園 | 西上坂町 1158 番地 |
| 園11 | 一麦保育園 | 湖北町山本 3089 番地 |
| 園12 | 六荘認定こども園 | 勝町 491 番地 |
| 園13 | あざい認定こども園 | 大依町 1232 番地 |
| 園14 | びわ認定こども園 | 八木浜町 26 番地１ |
| 園15 | とらひめ認定こども園 | 五村 371 番地１ |
| 園16 | たかつき認定こども園 | 高月町東柳野 15 番地１ |
| 園17 | きのもと認定こども園 | 木之本町木之本 698 番地２ |
| 園18 | よご認定こども園 | 余呉町東野 363 番地 |
| 園19 | にしあざい認定こども園 | 西浅井町塩津中 2066 番地 |
| 園20 | 長浜南認定こども園 | 加田町 2727 番地 |

**【小学校・中学校・義務教育学校】**

| 番号 | 施設名 | 住所 |
|---|---|---|
| 小1 | 長浜小学校 | 高田町 9-9 |
| 小2 | 長浜北小学校 | 八幡中山町 1310 |
| 小3 | 神照小学校 | 神照町 311 |
| 小4 | 南郷里小学校 | 南田附町 352 |
| 小5 | 北郷里小学校 | 春近町 353 |
| 小6 | 長浜南小学校 | 加田町 1460 |
| 小7 | 湯田小学校 | 内保町 1051 |
| 小8 | 田根小学校 | 野田町 68 |
| 小9 | 浅井小学校 | 当目町 54 |
| 小10 | びわ南小学校 | 川道町 3456 |
| 小11 | びわ北小学校 | 益田町 56 |
| 小12 | 小谷小学校 | 小谷丁野町 524 |
| 小13 | 速水小学校 | 湖北町速水 2561 -1 |
| 小14 | 朝日小学校 | 湖北町山本 1125 |
| 小15 | 富永小学校 | 高月町井口 160 |
| 小16 | 高月小学校 | 高月町高月 738 |
| 小17 | 古保利小学校 | 高月町西柳野 38 |
| 小18 | 七郷小学校 | 高月町唐川 248 |
| 小19 | 高時小学校 | 木之本町石道 1079-1 |

| | | |
|---|---|---|
| 小20 | 木之本小学校 | 木之本町木之本 685-1 |
| 小21 | 西浅井小学校 | 西浅井町塩津中 312 |
| 番号 | 施設名 | 住所 |
| 中1 | 西中学校 | 高田町 10-10 |
| 中2 | 北中学校 | 神照町 910 |
| 中3 | 東中学校 | 堀部町 763 |
| 中4 | 南中学校 | 永久寺町 810 |
| 中5 | 浅井中学校 | 内保町 627 |
| 中6 | びわ中学校 | 弓削町 460 |
| 中7 | 湖北中学校 | 湖北町速水 1191 |
| 中8 | 高月中学校 | 高月町高月 2491-1 |
| 中9 | 木之本中学校 | 木之本町木之本 682 |
| 中10 | 西浅井中学校 | 西浅井町塩津中 312 |
| **番号** | **施設名** | **住所** |
| 義務1 | 余呉小中学校 | 余呉町中之郷 777 |
| 義務2 | 虎姫学園 | 五村 88 |

資料２　これまでの学校園の統合等（平成 22 年度以降）

【幼稚園・保育所・認定こども園】

| 年月 | 統合等の内容 |
|---|---|
| 平成 22 年 1 月 | とらひめ認定こども園の開園（虎姫保育園と虎姫幼稚園の統合）<br>よご認定こども園の開園（余呉保育園と余呉幼稚園の統合）<br>にしあざい認定こども園の開園（西浅井保育園と西浅井幼稚園の統合） |
| 平成 22 年 4 月 | 神照幼稚園（新園）が新築移転し開園（神照幼稚園と神照東幼稚園の統合）<br>長浜南幼稚園の開園（神田幼稚園と西黒田幼稚園の統合） |
| 平成 25 年 3 月 | 東保育園の閉園 |
| 平成 25 年 4 月 | 神前幼稚園が新築移転し、わかば幼稚園として開園 |
| 平成 26 年 4 月 | 湖北幼稚園（新園）の開園（速水幼稚園と朝日幼稚園の統合） |
| 平成 27 年 3 月 | 大谷保育園の閉園 |
| 平成 27 年 4 月 | たかつき認定こども園の開園（高月保育園と高月幼稚園の統合）<br>きのもと認定こども園の開園（木之本保育園と木之本幼稚園の統合） |
| 令和 2 年 4 月 | 長浜南幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行し、長浜南認定こども園として開園 |
| 令和 7 年 4 月～ | 北郷里幼稚園が休園 |

【小学校・中学校・義務教育学校】

| 年月 | 統合等の内容 |
|---|---|
| 平成 26 年 4 月 | 浅井小学校の開校（上草野小学校と下草野小学校の統合） |
| 平成 30 年 4 月 | 新しい浅井小学校の開校（浅井小学校と七尾小学校の統合）<br>余呉小中学校（義務教育学校）の開校（余呉小学校と鏡岡中学校） |
| 令和 2 年 4 月 | 新しい木之本小学校の開校（木之本小学校と杉野小学校の統合）<br>新しい木之本中学校の開校（木之本中学校と杉野中学校の統合）<br>虎姫学園（義務教育学校）の開校（虎姫小学校と虎姫中学校） |
| 令和 8 年 4 月 | 西浅井小学校の開校（塩津小学校と永原小学校の統合）<br>新しい木之本小学校の開校（木之本小学校と伊香具小学校の統合） |